

令03原機(青)071
令和3年11月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター
原子力第1船原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

原子力第1船原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

原子力第1船原子炉施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。なお、変更の内容等の詳細は、別表に示す。

1. 変更の内容

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴い、次のとおり変更する。

1) 「組織及び職務」に関する変更

- ①本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため、第1編第6条（保安管理組織）に係る記載を変更する。
- ②「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため、第7条（職務）に係る記載を追加する。
- ③「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため、第7条（職務）に係る記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ④別図第1について、組織改正を反映した図に変更する。

2) 上記1)の変更に伴う第15条（品質マネジメント計画）に関する変更

- ①品質マネジメントシステムの一般要求事項について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「4.1 一般要求事項」の記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ②本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため、「5.5.2 管理責任者」の記載を変更する。
- ③人的資源を含む資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の記載を変更する。
- ④試験炉規則に基づく記録に係る記録責任者及び保存責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため、別表第3の記載を変更する。
- ⑤「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担するため、別図第2の記載を変更する。
- ⑥その他の「安全・核セキュリティ統括部長」の記載は「安全管理部長」に変更する。

2. 変更の理由

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更

以下の理由により、安全・核セキュリティ統括部の組織改正を行うため、保安規定を変更する。

- 1) 機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュ

リティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。

- 2) 安全・核セキュリティ統括本部長を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」とすることにより、理事長を補佐して原子炉施設等の安全管理について機構横断的な活動を統理するとともに、原子炉施設等の安全管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講じることができる体制を構築し、安全管理に関するガバナンス強化を図る。また、同統括本部長は、その職務を誠実に遂行することを明確にする。
- 3) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事を「本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者」とすることにより、品質マネジメント活動に関する内部統制の強化を図る。
- 4) これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた業務のうち、安全管理に係る業務については安全管理部、核セキュリティ・保障措置に係る業務については核セキュリティ管理部が実施する体制とし、従来の業務をもれなく両部に移管するとともに、両部長が専属でそれぞれの業務を管理することにより、機能強化を図る。
- 5) 安全管理部においては、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務等を行う。
- 6) 核セキュリティ管理部においては、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた機構内の核セキュリティ管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント（内部監査に相当）並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。ただし、核セキュリティ管理部は、原子炉施設の保安に関与しないため、保安規定上の保安活動組織に含めない。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

原子力第 1 船原子炉施設保安規定の一部改正
新旧対照表

令和 3 年 1 1 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センター

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p data-bbox="311 447 1139 499">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="605 1413 839 1455">令和<u>3</u>年<u>4</u>月</p> <p data-bbox="347 1602 1104 1692">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター</p>	<p data-bbox="1341 447 2169 499">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1635 1413 1869 1455">令和<u>4</u>年●月</p> <p data-bbox="1374 1602 2131 1692">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター</p>	<p data-bbox="2279 1419 2457 1444">改定年月の変更</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考																																																																						
<p style="text-align: center;">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 17(規程)第11号 平成17年8月12日 </div> <p>改正</p> <table border="0"> <tr><td>平成17年8月12日</td><td>17(規程)第11号</td></tr> <tr><td>平成18年3月13日</td><td>18(規程)第7号</td></tr> <tr><td>平成18年10月24日</td><td>18(規程)第54号</td></tr> <tr><td>平成19年3月12日</td><td>19(規程)第1号</td></tr> <tr><td>平成19年8月14日</td><td>19(規程)第41号</td></tr> <tr><td>平成25年10月23日</td><td>25(規程)第19号</td></tr> <tr><td>平成26年3月25日</td><td>25(規程)第79号</td></tr> <tr><td>平成28年1月26日</td><td>27(規程)第102号</td></tr> <tr><td>平成28年3月7日</td><td>27(規程)第113号</td></tr> <tr><td>平成29年2月28日</td><td>28(規程)第74号</td></tr> <tr><td>平成30年3月9日</td><td>29(規程)第113号</td></tr> <tr><td>平成30年3月13日</td><td>29(規程)第115号</td></tr> <tr><td>令和2年11月17日</td><td>令02(規程)第58号</td></tr> <tr><td>令和3年2月9日</td><td>令02(規程)第90号</td></tr> </table> <p>総目次</p> <table border="0"> <tr><td>第1編</td><td>総則</td></tr> <tr><td>第2編</td><td>放射線管理</td></tr> <tr><td>第3編</td><td>原子炉施設の管理</td></tr> </table>	平成17年8月12日	17(規程)第11号	平成18年3月13日	18(規程)第7号	平成18年10月24日	18(規程)第54号	平成19年3月12日	19(規程)第1号	平成19年8月14日	19(規程)第41号	平成25年10月23日	25(規程)第19号	平成26年3月25日	25(規程)第79号	平成28年1月26日	27(規程)第102号	平成28年3月7日	27(規程)第113号	平成29年2月28日	28(規程)第74号	平成30年3月9日	29(規程)第113号	平成30年3月13日	29(規程)第115号	令和2年11月17日	令02(規程)第58号	令和3年2月9日	令02(規程)第90号	第1編	総則	第2編	放射線管理	第3編	原子炉施設の管理	<p style="text-align: center;">原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 17(規程)第11号 平成17年8月12日 </div> <p>改正</p> <table border="0"> <tr><td>平成17年8月12日</td><td>17(規程)第11号</td></tr> <tr><td>平成18年3月13日</td><td>18(規程)第7号</td></tr> <tr><td>平成18年10月24日</td><td>18(規程)第54号</td></tr> <tr><td>平成19年3月12日</td><td>19(規程)第1号</td></tr> <tr><td>平成19年8月14日</td><td>19(規程)第41号</td></tr> <tr><td>平成25年10月23日</td><td>25(規程)第19号</td></tr> <tr><td>平成26年3月25日</td><td>25(規程)第79号</td></tr> <tr><td>平成28年1月26日</td><td>27(規程)第102号</td></tr> <tr><td>平成28年3月7日</td><td>27(規程)第113号</td></tr> <tr><td>平成29年2月28日</td><td>28(規程)第74号</td></tr> <tr><td>平成30年3月9日</td><td>29(規程)第113号</td></tr> <tr><td>平成30年3月13日</td><td>29(規程)第115号</td></tr> <tr><td>令和2年11月17日</td><td>令02(規程)第58号</td></tr> <tr><td>令和3年2月9日</td><td>令02(規程)第90号</td></tr> <tr><td><u>令和●年●月●日</u></td><td><u>令●(規程)第●号</u></td></tr> </table> <p>総目次</p> <table border="0"> <tr><td>第1編</td><td>総則</td></tr> <tr><td>第2編</td><td>放射線管理</td></tr> <tr><td>第3編</td><td>原子炉施設の管理</td></tr> </table>	平成17年8月12日	17(規程)第11号	平成18年3月13日	18(規程)第7号	平成18年10月24日	18(規程)第54号	平成19年3月12日	19(規程)第1号	平成19年8月14日	19(規程)第41号	平成25年10月23日	25(規程)第19号	平成26年3月25日	25(規程)第79号	平成28年1月26日	27(規程)第102号	平成28年3月7日	27(規程)第113号	平成29年2月28日	28(規程)第74号	平成30年3月9日	29(規程)第113号	平成30年3月13日	29(規程)第115号	令和2年11月17日	令02(規程)第58号	令和3年2月9日	令02(規程)第90号	<u>令和●年●月●日</u>	<u>令●(規程)第●号</u>	第1編	総則	第2編	放射線管理	第3編	原子炉施設の管理	<p style="text-align: center;">改定履歴の追加</p>
平成17年8月12日	17(規程)第11号																																																																							
平成18年3月13日	18(規程)第7号																																																																							
平成18年10月24日	18(規程)第54号																																																																							
平成19年3月12日	19(規程)第1号																																																																							
平成19年8月14日	19(規程)第41号																																																																							
平成25年10月23日	25(規程)第19号																																																																							
平成26年3月25日	25(規程)第79号																																																																							
平成28年1月26日	27(規程)第102号																																																																							
平成28年3月7日	27(規程)第113号																																																																							
平成29年2月28日	28(規程)第74号																																																																							
平成30年3月9日	29(規程)第113号																																																																							
平成30年3月13日	29(規程)第115号																																																																							
令和2年11月17日	令02(規程)第58号																																																																							
令和3年2月9日	令02(規程)第90号																																																																							
第1編	総則																																																																							
第2編	放射線管理																																																																							
第3編	原子炉施設の管理																																																																							
平成17年8月12日	17(規程)第11号																																																																							
平成18年3月13日	18(規程)第7号																																																																							
平成18年10月24日	18(規程)第54号																																																																							
平成19年3月12日	19(規程)第1号																																																																							
平成19年8月14日	19(規程)第41号																																																																							
平成25年10月23日	25(規程)第19号																																																																							
平成26年3月25日	25(規程)第79号																																																																							
平成28年1月26日	27(規程)第102号																																																																							
平成28年3月7日	27(規程)第113号																																																																							
平成29年2月28日	28(規程)第74号																																																																							
平成30年3月9日	29(規程)第113号																																																																							
平成30年3月13日	29(規程)第115号																																																																							
令和2年11月17日	令02(規程)第58号																																																																							
令和3年2月9日	令02(規程)第90号																																																																							
<u>令和●年●月●日</u>	<u>令●(規程)第●号</u>																																																																							
第1編	総則																																																																							
第2編	放射線管理																																																																							
第3編	原子炉施設の管理																																																																							

原子力第1 船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>第1編 総則</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p> 第1節 組織及び職務（第6条－第8条）</p> <p> 第2節 委員会（第9条－第11条）</p> <p> 第3節 廃止措置施設保安主務者（第12条－第14条）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画（第15条）</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理（第16条－第18条）</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬（第19条）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練（第20条・第21条）</p> <p>第7章 非常の場合に採るべき措置</p> <p> 第1節 事前の措置（第22条）</p> <p> 第2節 通報及び現地対策本部の設置（第23条・第24条）</p> <p> 第3節 非常事態における活動（第25条－第28条）</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第29条）</p> <p>第9章 記録及び報告（第30条－第33条）</p>	<p>第1編 総則</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p> 第1節 組織及び職務（第6条－第8条）</p> <p> 第2節 委員会（第9条－第11条）</p> <p> 第3節 廃止措置施設保安主務者（第12条－第14条）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画（第15条）</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理（第16条－第18条）</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬（第19条）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練（第20条・第21条）</p> <p>第7章 非常の場合に採るべき措置</p> <p> 第1節 事前の措置（第22条）</p> <p> 第2節 通報及び現地対策本部の設置（第23条・第24条）</p> <p> 第3節 非常事態における活動（第25条－第28条）</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第29条）</p> <p>第9章 記録及び報告（第30条－第33条）</p>	

原子力第1 船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>第1章 通則 第1条～第5条（省略）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （保安管理組織）</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第15条「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p><u>(4) 安全・核セキュリティ統括部長</u>は、原子炉施設の<u>本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務</u>を行う。</p> <p><u>(5)</u> 契約部長は、原子炉施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p><u>(6)</u> 青森研究開発センター担当理事（以下「担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける原子炉施設の保安に関する業務を統理する。</p> <p><u>(7)</u> 所長は、センターにおける原子炉施設に関する保安活動を統括するとともに、保安管理課長、施設工務課長及び総務課長が行う業務を統括する。</p> <p><u>(8)</u> 保安管理課長は、センターにおける関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務、放射線管理施設の管理、放射線管理の統括、保安教育訓練、保安管理等に関する業務及び周辺監視区域の管理、職員等以外の者の周辺監視区域への立ち入り時の保安措置に関する業務を行う。</p> <p><u>(9)</u> 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び</p>	<p>第1章 通則 第1条～第5条（変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （保安管理組織）</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第15条「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p><u>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(5) 安全管理部長は、センターの原子炉施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務</u>を行う。</p> <p><u>(6)</u> 契約部長は、原子炉施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p><u>(7)</u> 青森研究開発センター担当理事（以下「担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける原子炉施設の保安に関する業務を統理する。</p> <p><u>(8)</u> 所長は、センターにおける原子炉施設に関する保安活動を統括するとともに、保安管理課長、施設工務課長及び総務課長が行う業務を統括する。</p> <p><u>(9)</u> 保安管理課長は、センターにおける関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務、放射線管理施設の管理、放射線管理の統括、保安教育訓練、保安管理等に関する業務及び周辺監視区域の管理、職員等以外の者の周辺監視区域への立ち入り時の保安措置に関する業務を行う。</p> <p><u>(10)</u> 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び</p>	<p></p> <p>本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するとともに、記載の適正化を行うため</p> <p>号番号の繰下げのため (以下同じ)</p>

原子力第1 船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p> <p><u>(10)</u> 総務課長は、原子炉施設の調達管理に関するセンター契約に係る業務を行う。</p> <p><u>(11)</u> 独立検査責任者は、第9条の3に定める検査委員会の検査責任者として、独立検査に関する業務を行う。</p> <p>(放射線管理のための指示)</p> <p>第8条 施設工務課長は、保安管理課長がこの規定に基づき行う放射線管理のための指示に従わなければならない。</p> <p>第2節 委員会</p> <p>第9条～第11条 (省略)</p> <p>第3節 廃止措置施設保安主務者</p> <p>第12条～第14条 (省略)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第15条 原子炉施設等に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動(廃止措置を含む。)に適用する。</p> <p>また、設計・開発については、原子炉施設の設計及び工事の認可の対象となるものに適用する。</p>	<p>保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p> <p><u>(11)</u> 総務課長は、原子炉施設の調達管理に関するセンター契約に係る業務を行う。</p> <p><u>(12)</u> 独立検査責任者は、第9条の3に定める検査委員会の検査責任者として、独立検査に関する業務を行う。</p> <p>(放射線管理のための指示)</p> <p>第8条 施設工務課長は、保安管理課長がこの規定に基づき行う放射線管理のための指示に従わなければならない。</p> <p>第2節 委員会</p> <p>第9条～第11条 (変更なし)</p> <p>第3節 廃止措置施設保安主務者</p> <p>第12条～第14条 (変更なし)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第15条 原子炉施設等に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動(廃止措置を含む。)に適用する。</p> <p>また、設計・開発については、原子炉施設の設計及び工事の認可の対象となるものに適用する。</p>	

原子力第1 船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、第3条の定義を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 原子力安全：原子炉施設において適切な運転状態の確保、事故の発生の防止、あるいは事故の影響を緩和することにより、原子炉施設の従業員と公衆及び自然環境を放射線災害から守ること。</p> <p>(2) 保安活動：原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(3) 品質マネジメント：保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力安全を確保することをいい、その活動を品質マネジメント活動という。</p> <p>(4) 本部：機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>① 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安</p>	<p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、第3条の定義を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 原子力安全：原子炉施設において適切な運転状態の確保、事故の発生の防止、あるいは事故の影響を緩和することにより、原子炉施設の従業員と公衆及び自然環境を放射線災害から守ること。</p> <p>(2) 保安活動：原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(3) 品質マネジメント：保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力安全を確保することをいい、その活動を品質マネジメント活動という。</p> <p>(4) 本部：機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び契約部長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) <u>理事長</u>、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、<u>担当理事</u>、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) <u>理事長</u>、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、<u>担当理事</u>、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>① 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) <u>理事長</u>、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、<u>担当理事</u>、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) <u>理事長</u>、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部</p>	<p>本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部長」として組織改正するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため及び記載の適正化</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため及び記載の適正化</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため及び記載の適正化</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため及び記載の適正化</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>別図第2 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>② これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p> <p>別図第3 に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>③ これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>④ これらのプロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>⑤ これらのプロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>⑦ これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>⑧ 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>⑨ 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 	<p>長、<u>担当理事</u>、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>別図第2 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>② これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p> <p>別図第3 に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>③ これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>④ これらのプロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>⑤ これらのプロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>⑦ これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>⑧ 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>⑨ 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 	<p>職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため及び記載の適正化</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(5) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、別図第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）</p> <p>（一次文書）</p> <p>本品質マネジメント計画</p> <p>原子炉施設品質マネジメント計画書</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、</p>	<p>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(5) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) <u>理事長</u>、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、<u>担当理事</u>、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、別図第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）</p> <p>（一次文書）</p> <p>本品質マネジメント計画</p> <p>原子炉施設品質マネジメント計画書</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため及び記載の適正化</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>原子炉施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>① 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>② 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>① 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>② 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>③ 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>④ 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>⑤ 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>⑥ 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>⑦ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>⑧ 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>⑨ 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p>	<p>原子炉施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>① 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>② 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>① 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>② 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>③ 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>④ 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>⑤ 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>⑥ 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>⑦ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>⑧ 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>⑨ 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p>	<p></p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>① 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する必要な管理を行う。</p> <p>② 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>① 品質方針を設定する。</p> <p>② 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>③ 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>④ マネジメントレビューを実施する。</p> <p>⑤ 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>⑥ 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>⑦ 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>⑧ 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が</p>	<p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>① 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する必要な管理を行う。</p> <p>② 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>① 品質方針を設定する。</p> <p>② 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>③ 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>④ マネジメントレビューを実施する。</p> <p>⑤ 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>⑥ 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>⑦ 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>⑧ 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。) 及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>① 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>② 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</p> <p>③ 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>④ 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>⑤ 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1 (4) ②) 参照) を含む。) が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画(7.1 (4) 参照) が作成されることを確実にする。</p> <p>① 実施事項</p> <p>② 必要な資源</p> <p>③ 責任者</p> <p>④ 実施事項の完了時期</p> <p>⑤ 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>① 変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び</p>	<p>原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。) 及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>① 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>② 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</p> <p>③ 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>④ 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>⑤ 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1 (4) ②) 参照) を含む。) が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画(7.1 (4) 参照) が作成されることを確実にする。</p> <p>① 実施事項</p> <p>② 必要な資源</p> <p>③ 責任者</p> <p>④ 実施事項の完了時期</p> <p>⑤ 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>① 変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>必要な処置を含む。)</p> <p>② 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>③ 資源の利用可能性</p> <p>④ 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第7条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、センターにおいては担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。</p> <p>① 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>③ 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>④ 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>また、プロセスの責任者として、検査及び試験(8.2.4参照)を所長に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者(以下「独立検査責任者」という。)を置く。</p> <p>① 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>② 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>③ 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p>	<p>必要な処置を含む。)</p> <p>② 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>③ 資源の利用可能性</p> <p>④ 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第7条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>、センターにおいては担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。</p> <p>① 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>③ 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>④ 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>また、プロセスの責任者として、検査及び試験(8.2.4参照)を所長に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者(以下「独立検査責任者」という。)を置く。</p> <p>① 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>② 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>③ 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p>	<p>本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>④ 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>⑤ 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>② 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>④ 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</p> <p>⑤ 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長はセンターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所の所長は原子炉施設等安全審査委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する保安に係る情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>(1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p>	<p>④ 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>⑤ 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>② 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>④ 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</p> <p>⑤ 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長はセンターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所の所長は原子炉施設等安全審査委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する保安に係る情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>(1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p>	

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>① 内部監査の結果</p> <p>② 組織の外部の者からの意見</p> <p>③ 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)</p> <p>④ 使用前事業者検査、定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)及び自主検査等の結果</p> <p>⑤ 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>⑥ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑦ 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>⑧ 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p> <p>⑨ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>⑩ 改善のための提案</p> <p>⑪ 資源の妥当性</p> <p>⑫ 保安活動の改善のために実施した処置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2項(3)項①)において同じ。))の有効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>② 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長、担当理事、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの</p>	<p>① 内部監査の結果</p> <p>② 組織の外部の者からの意見</p> <p>③ 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)</p> <p>④ 使用前事業者検査、定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)及び自主検査等の結果</p> <p>⑤ 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>⑥ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑦ 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>⑧ 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p> <p>⑨ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>⑩ 改善のための提案</p> <p>⑪ 資源の妥当性</p> <p>⑫ 保安活動の改善のために実施した処置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2項(3)項①)において同じ。))の有効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>② 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、担当理事、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確に</p>	<p>資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源(要員の力量)</p> <p>(2) インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、担当理事、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力の安全を確実なものとするため必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>① 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>② 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>③ 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>④ 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>⑤ 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する。</p> <p>(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1) 項の①から⑤に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を「7.1業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</p>	<p>し、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源(要員の力量)</p> <p>(2) インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、担当理事、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力の安全を確実なものとするため必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>① 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>② 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>③ 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>④ 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>⑤ 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する。</p> <p>(4.2.4参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1) 項の①から⑤に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を「7.1業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</p>	<p>セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>人的資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>6.4 作業環境</p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を別図第4のとおり策定する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書：マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>① 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>② 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>③ 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>④ 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>⑤ 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 総務課長は、原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>(7) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長は、本部において原子炉施設等の保安活</p>	<p>6.4 作業環境</p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を別図第4のとおり策定する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書：マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>① 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>② 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>③ 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>④ 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>⑤ 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 総務課長は、原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>(7) <u>安全管理部長及び</u>契約部長は、本部において原子炉施設等の保安活動を支援するそ</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (省略)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>① 業務に対する要求事項の適合を実証する。</p> <p>② 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受け止めているかの情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>① 本品質マネジメント計画の要求事項</p> <p>② 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることによ</p>	<p>の他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2～7.6 (変更なし)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>① 業務に対する要求事項の適合を実証する。</p> <p>② 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受け止めているかの情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>① 本品質マネジメント計画の要求事項</p> <p>② 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることによ</p>	<p>職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>り、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安全管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視測定を行う。</p> <p>この監視測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>① 監視測定の時期</p> <p>② 監視測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、総務課長、保安全管理課長及び施設工務課長は、プロセスの監視測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>所長は、法に基づき事業者が行う使用前事業者検査等を行う場合の検査体制(検査委員</p>	<p>り、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安全管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視測定を行う。</p> <p>この監視測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>① 監視測定の時期</p> <p>② 監視測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、総務課長、保安全管理課長及び施設工務課長は、プロセスの監視測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>所長は、法に基づき事業者が行う使用前事業者検査等を行う場合の検査体制(検査委員</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>会)を設置し、独立検査責任者を指名する。また、所長は、検査・試験の管理要領を定め、独立検査責任者及び課長は次の事項を管理する。</p> <p>(1) 独立検査責任者及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 独立検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p>また、保安管理課長及び施設工務課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p>	<p>会)を設置し、独立検査責任者を指名する。また、所長は、検査・試験の管理要領を定め、独立検査責任者及び課長は次の事項を管理する。</p> <p>(1) 独立検査責任者及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 独立検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p>また、保安管理課長及び施設工務課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p>	
<p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>又は所長は、不適合の処理に関する管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>① 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>④ 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合</p>	<p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>又は所長は、不適合の処理に関する管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>① 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>④ 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>② 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>③ 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>④ 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p>	<p>による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1参照)</p> <p>② 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>③ 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>④ 供給者の能力(7.4参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び所長は、不適合及びその他の事象の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>① 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。)</p> <p>② 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</p> <p>③ 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>④ 必要な処置の決定及び実施</p> <p>⑤ とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>① 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>② 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置</p>	<p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、不適合及びその他の事象の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>① 不適合等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。)</p> <p>② 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</p> <p>③ 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>④ 必要な処置の決定及び実施</p> <p>⑤ とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>① 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>② 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1 船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>① 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>② 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>③ 必要な処置の決定及び実施</p> <p>④ とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理 第16条～第18条（省略）</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 第19条（省略）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 第20条～第21条（省略）</p> <p>第7章 非常の場合に講ずべき措置 第22条～第28条（省略）</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第29条（省略）</p>	<p>領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>① 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>② 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>③ 必要な処置の決定及び実施</p> <p>④ とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理 第16条～第18条（変更なし）</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬 第19条（変更なし）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 第20条～第21条（変更なし）</p> <p>第7章 非常の場合に講ずべき措置 第22条～第28条（変更なし）</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第29条（変更なし）</p>	<p>「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行							改正後							備考		
第9章 記録及び報告 第30条～第33 (省略) 別表第1～別表2の3 (省略) 別表第3 試験炉規則に基づく記録(第30条第1項関係)							第9章 記録及び報告 第30条～第33 (変更なし) 別表第1～別表2の3 (変更なし) 別表第3 試験炉規則に基づく記録(第30条第1項関係)							試験炉規則に基づく記録に係る記録責任者及び保存責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため		
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録責任者	保存責任者	保安規定各編の該当条番号			記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録責任者	保存責任者	保安規定各編の該当条番号			
					1編	2編	3編						1編		2編	3編
1.～10. (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	1.～10. (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		(変更なし)	(変更なし)
11.品質管理基準規則第4条第3項の品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の策定及び改定の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長	安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長	第15条	該当なし	該当なし	11.品質管理基準規則第4条第3項の品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の策定及び改定の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長	安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長	第15条	該当なし	該当なし	
*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 *2：試験・検査、巡視、保守等で計画的に発報させるものは、記録から除外する。 *3：使用済燃料は全て払出しを終了し、原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しないため、記録の保管のみを行う。 *4：原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更							*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 *2：試験・検査、巡視、保守等で計画的に発報させるものは、記録から除外する。 *3：使用済燃料は全て払出しを終了し、原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しないため、記録の保管のみを行う。 *4：原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更									

原子力第1船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>別図第1 原子炉施設の保安（品質マネジメントを含む。）に関する組織図（第6条関係）</p>	<p>別図第1 原子炉施設の保安（品質マネジメントを含む。）に関する組織図（第6条関係）</p>	<p>組織改正を反映した図に変更するため</p>

		現行	改正後	備考
別図第2 品質マネジメントシステム体系図 (第15条関係)				
国民 (規制当局)	区分	<p>計画段階 (Plan)</p> <p>実施段階 (Do)</p> <p>評価段階 (Check) 改善段階 (Act)</p>	<p>計画段階 (Plan)</p> <p>実施段階 (Do)</p> <p>評価段階 (Check) 改善段階 (Act)</p>	<p>備考</p> <p>○ は変更箇所を示す。</p> <p>「安全・核セキュリティ統括部長」の業務プロセスを「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」に分担するため</p>
別図第3～別図第4 (省略)			別図第3～別図第4 (変更なし)	

原子力第1 船原子炉施設保安規定の一部改正 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>第2編 放射線管理（省略）</p> <p>第3編 原子炉施設の管理（省略）</p> <p>附 則（平成17年8月12日 17（規程）第11号） この規定は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月13日 18（規程）第7号） この規定は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年10月24日 18（規程）第54号） この規定は、平成18年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月12日 19（規程）第1号） この規定は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年8月14日 19（規程）第41号） この規定は、平成19年9月12日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年10月23日 25（規程）第19号） この規定は、平成25年11月18日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月25日 25（規程）第79号） この規定は、平成26年4月26日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年1月26日 27（規程）第102号） この規定は、平成28年3月7日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月7日 27（規程）第113号） この規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年2月28日 28（規程）第74号） この規定は、平成29年6月7日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月9日 29（規程）第113号） この規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月13日 29（規程）第115号） この規定は、平成30年5月15日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年11月17日 令02（規程）第58号） この規定は、令和3年2月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年2月9日 令02（規程）第90号） この規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>第2編 放射線管理（変更なし）</p> <p>第3編 原子炉施設の管理（変更なし）</p> <p>附 則（平成17年8月12日 17（規程）第11号） この規定は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月13日 18（規程）第7号） この規定は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年10月24日 18（規程）第54号） この規定は、平成18年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月12日 19（規程）第1号） この規定は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年8月14日 19（規程）第41号） この規定は、平成19年9月12日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年10月23日 25（規程）第19号） この規定は、平成25年11月18日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月25日 25（規程）第79号） この規定は、平成26年4月26日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年1月26日 27（規程）第102号） この規定は、平成28年3月7日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月7日 27（規程）第113号） この規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年2月28日 28（規程）第74号） この規定は、平成29年6月7日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月9日 29（規程）第113号） この規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月13日 29（規程）第115号） この規定は、平成30年5月15日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年11月17日 令02（規程）第58号） この規定は、令和3年2月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年2月9日 令02（規程）第90号） この規定は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>備考</p> <p>附則の追加</p>